明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六一）　一
〔省　令〕
○農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四〇）　二
〔規　則〕
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委九）　五
〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一八九）　三〇
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二三三）　四五
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同二三四）　五一
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一二七四）　五三
○土地基本方針を告示する件（国土交通九六三）　五三
○枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（同九六四）　五九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八一
会社その他
会社決算公告　一二五
一二八

府令

○内閣府令第六十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五十五条及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十条の二第二号の規定に基づき、道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公示の方法） **第三十一条の四の四**　令第四十条の二第二号の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。 ［一～三　略］	（公示の方法） **第三十一条の四の四**　令第四十条の二第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（警備業法施行規則の一部改正）

第二条　警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（死亡等の届出） **第二十五条**　［1］　法第十二条第一項及び第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第八号の二のとおりとする。 2　前項の届出書は、法第十二条第一項の規定により提出する場合にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長（法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長）を経由して、法第十二条第二項の規定により提出する場合にあつては第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に提出しなければならない。 （機械警備業務管理者の選任） **第六十条**　法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かれなければならない。ただし、一の機械警備業者に係る二以上の基地局において、当該二以上の基地局に係る警備業務対象施設の数の合計数が五千以下であり、かつ、当該二以上の基地局を通じて一人の機械警備業務管理者を置くことにつきそれぞれの基地局における次条に規定する機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の基地局の所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の機械警備業務管理者を置くことを要しない。	（死亡等の届出） **第二十五条**　［項を加える。］ ［1］　法第十二条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、同条第一項の規定による届出書の提出にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長（法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長）を経由して、法第十二条第二項の規定による届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。 （機械警備業務管理者の選任） **第六十条**　法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かれなければならない。

別記様式第８号の２（第25条関係）

※　受理警察署	署										
※　受理番号		※　受理年月日			年		月		日		

法 第 １２ 条 届 出 書

警備業法第１２条　第１項
第２項　の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会
認定の番号	
届出書を提出すべきこととなつた事由	
当該事由の発生年月日	年　月　日

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。

３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

［様式を加える。］

別記様式第18号（第53条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

機械警備業務開始届出書

警備業法第４０条の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
住所	電話　（　）　－　番
（フリガナ） 法人にあつては、その代表者の氏名	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会　※
認定の番号	

（当該都道府県の区域内に設けようとする基地局）

基地局	名称	※
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	設置年月日	年　月　日
	機械警備業務管理者	（ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名　配置状況　1．専任　2．兼任
		住所　電話　（　）　－　番
		生年月日　明治1　大正2　昭和3　平成4　令和5　年　月　日
		資格者証を交付した公安委員会の名称　公安委員会　※
		資格者証の番号
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

別記様式第18号（第53条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

機械警備業務開始届出書

警備業法第４０条の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
住所	電話　（　）　－　番
（フリガナ） 法人にあつては、その代表者の氏名	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会　※
認定の番号	

（当該都道府県の区域内に設けようとする基地局）

基地局	名称	※
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	設置年月日	年　月　日
	機械警備業務管理者	（ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名
		住所　電話　（　）　－　番
		生年月日　明治1　大正2　昭和3　平成4　令和5　年　月　日
		資格者証を交付した公安委員会の名称　公安委員会　※
		資格者証の番号
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

別紙　当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	当該区域内における機械警備業務の開始年月日	年　月　日
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名
		配置状況　1．専任　2．兼任
		住　所 電話　（　　）　－　　番
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

記載要領

1　※印欄には、記載しないこと。

2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙　当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	当該区域内における機械警備業務の開始年月日	年　月　日
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名
		住　所 電話　（　　）　－　　番
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

記載要領

1　※印欄には、記載しないこと。

2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第19号（第56条関係）

※　資料区分												
※　受理警察署							（　　署）					
※　受理番号							※　受理年月日		年	月	日	

機　械　警　備　業　務　変　更　届　出　書

警備業法第４１条の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称												
認定をした公安委員会の名称										公安委員会	※	
認定の番号												
変更年月日				年		月		日				
変更の事由												

（認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があつた場合）

旧	認定をした公安委員会の名称										公安委員会	
	認定の番号											

別記様式第19号（第56条関係）

※　資料区分												
※　受理警察署							（　　署）					
※　受理番号							※　受理年月日		年	月	日	

機　械　警　備　業　務　変　更　届　出　書

警備業法第４１条の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称												
認定をした公安委員会の名称										公安委員会	※	
認定の番号												
変更年月日				年		月		日				
変更の事由												

（認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があつた場合）

旧	認定をした公安委員会の名称										公安委員会	
	認定の番号											

別紙１　当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があつた場合

※　資料区分	

変更に係る基地局	名　　称	※
	所　在　地	電話　（　　）　－　　番　※

（基地局の名称又は所在地に変更があつた場合）

旧	名　　称	
	所　在　地	

（機械警備業務管理者に係る事項に変更があつた場合）

旧	（フリガナ） 氏　　名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住　　所			
新	（フリガナ） 氏　　名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住　　所	電話　（　　）　－　　番　※		
	生年月日	明治１　大正２　昭和３　平成４　令和５　年　月　日		
	資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会※		
	資格者証の番号			

（待機所に係る事項に変更があつた場合）

旧	名　　称	
	所　在　地	※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
新	名　　称	
	所　在　地	電話　（　　）　－　　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（注）　待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙１　当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があつた場合

※　資料区分	

変更に係る基地局	名　　称	※
	所　在　地	電話　（　　）　－　　番　※

（基地局の名称又は所在地に変更があつた場合）

旧	名　　称	
	所　在　地	

（機械警備業務管理者に係る事項に変更があつた場合）

旧	（フリガナ） 氏　　名			
	住　　所			
新	（フリガナ） 氏　　名			
	住　　所	電話　（　　）　－　　番　※		
	生年月日	明治１　大正２　昭和３　平成４　令和５　年　月　日		
	資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会※		
	資格者証の番号			

（待機所に係る事項に変更があつた場合）

旧	名　　称	
	所　在　地	※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
新	名　　称	
	所　在　地	電話　（　　）　－　　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（注）　待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙２　当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※　資料区分	

（基地局を設けた場合）

変更に係る基地局	名称		※
	所在地	電話　（　）　－　番	※
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	配置状況　1．専任　2．兼任
		住所 電話　（　）　－　番	
		生年月日　明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 　　1　2　3　4　5	
		資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会　※
		資格者証の番号	
	待機所	名称	
		所在地 電話　（　）　－　番	※
		警備業務対象施設の所在する市町村の名称 （指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（基地局を廃止した場合）

変更に係る基地局	名称		※
	所在地		※

別紙２　当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※　資料区分	

（基地局を設けた場合）

変更に係る基地局	名称		※
	所在地	電話　（　）　－　番	※
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	
		住所 電話　（　）　－　番	
		生年月日　明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 　　1　2　3　4　5	
		資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会　※
		資格者証の番号	
	待機所	名称	
		所在地 電話　（　）　－　番	※
		警備業務対象施設の所在する市町村の名称 （指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（基地局を廃止した場合）

変更に係る基地局	名称		※
	所在地		※

別紙３　当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があつた場合

変更に係る基地局	名　　称	
	所　在　地	電話　（　　）　　－　　番

（基地局の名称又は所在地に変更があつた場合）		
旧	名　　称	
	所　在　地	

（機械警備業務管理者に係る事項に変更があつた場合）				
旧	（フリガナ） 氏　　名		配　置 状　況	１．専任 ２．兼任
	住　　所			
新	（フリガナ） 氏　　名		配　置 状　況	１．専任 ２．兼任
	住　　所	電話　（　　）　　－　　番		

（待機所に係る事項に変更があつた場合）		
旧	名　　称	
	所　在　地	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 （指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
新	名　　称	
	所　在　地	電話　（　　）　　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 （指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（注）　待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙３　当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があつた場合

変更に係る基地局	名　　称	
	所　在　地	電話　（　　）　　－　　番

（基地局の名称又は所在地に変更があつた場合）		
旧	名　　称	
	所　在　地	

（機械警備業務管理者に係る事項に変更があつた場合）				
旧	（フリガナ） 氏　　名			
	住　　所			
新	（フリガナ） 氏　　名			
	住　　所	電話　（　　）　　－　　番		

（待機所に係る事項に変更があつた場合）		
旧	名　　称	
	所　在　地	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 （指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
新	名　　称	
	所　在　地	電話　（　　）　　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 （指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（注）　待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙４　当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなつた場合

（当該機械警備業務を行うこととなつた場合）

変更に係る基地局	名　称				
	所在地	電話　（　　）　－　　番			
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名		配置状況	1．専任 2．兼任
		住　所	電話　（　　）　－　　番		
	待機所	名　称			
		所在地			
		警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）			

（当該機械警備業務を行わないこととなつた場合）

変更に係る基地局	名　称	
	所在地	

記載要領

1　※印欄には、記載しないこと。

2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙４　当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなつた場合

（当該機械警備業務を行うこととなつた場合）

変更に係る基地局	名　称				
	所在地	電話　（　　）　－　　番			
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名			
		住　所	電話　（　　）　－　　番		
	待機所	名　称			
		所在地			
		警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）			

（当該機械警備業務を行わないこととなつた場合）

変更に係る基地局	名　称	
	所在地	

記載要領

1　※印欄には、記載しないこと。

2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

省令

○農林水産省令第四十号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第八号及び第五条第一項第七号並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第十号の規定に基づき、農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農地の転用の制限の例外） **第二十九条**　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三　（略） 四　市町村が農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）に、同条第二項第四号の措置として認定農業者（同法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。第五十三条第四号において同じ。）が設置しようとする農業用施設（同法第十二条第三項に規定する農業用施設をいう。同号において同じ。）を記載する場合（当該農業用施設を設置することにより、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めた場合（法第四条第一項に規定する指定市町村及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている市町村以外の市町村にあつては都道府県の意見を聴いた場合に限る。）に限る。）において、当該認定農業者がその農地を当該農業用施設に供する場合 五～十八　（略） 十九　ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。第五十三条第十八号において同じ。）が、ガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合 二十　（略） 二十一　地方公共団体（都道府県等を除く。）が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定による土地の発掘（同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の有無の確認又は埋蔵文化財を包蔵する土地の範囲、内容その他の事項の把握を行うことを目的とした土地の試掘に係るものに限る。第五十三条第二十号において同じ。）を行うため農地を一時的に農地以外のものにする場合 （農地の転用により地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合） **第四十七条の二**　令第八条の二の農林水産省令で定める計画は、地域計画又は市町村農業振興地域整備計画とする。	（農地の転用の制限の例外） **第二十九条**　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三　（略） （新設） 四～十七　（略） 十八　ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。第五十三条第十七号において同じ。）が、ガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合 十九　（略） 二十　地方公共団体（都道府県等を除く。）が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定による土地の発掘（同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の有無の確認又は埋蔵文化財を包蔵する土地の範囲、内容その他の事項の把握を行うことを目的とした土地の試掘に係るものに限る。第五十三条第十九号において同じ。）を行うため農地を一時的に農地以外のものにする場合 （農地の転用により地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合） **第四十七条の二**　令第八条の二の農林水産省令で定める計画は、農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）又は市町村農業振興地域整備計画とする。

（指定の基準）

第四十九条　（略）

２　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第九条第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ　申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第四条第一項及び第五条第一項又は農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　法、令及びこの省令又は農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に違反したことがないこと。

ロ・ハ　（略）

ニ　第二十九条第七号の施設の敷地に供するため申請市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為　当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ　（略）

二　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条　法第五条第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

四　市町村が地域計画に、農業経営基盤強化促進法第十九条第二項第四号の措置として認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合（当該農業用施設を設置することにより、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めた場合（法第四条第一項に規定する指定市町村及び地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている市町村以外の市町村にあつては都道府県の意見を聴いた場合に限る。）に限る。）において、当該認定農業者が当該農業用施設に供するため第一号の権利を取得する場合

五～二十　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） **第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～二十六の二　（略）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） **第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～二十六の二　（略）

（指定の基準）

第四十九条　（略）

２　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第九条第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ　申請市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第四条第一項及び第五条第一項又は農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　法、令及びこの省令又は農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に違反したことがないこと。

ロ・ハ　（略）

ニ　第二十九条第六号の施設の敷地に供するため申請市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為　当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ　（略）

二　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条　法第五条第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（新設）

四～十九　（略）

改正後	改正前
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） **第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～二十六の二　（略）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） **第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～二十六の二　（略）

二十七　地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）においてその種類、位置及び規模が定められている施設（当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限る。）

イ～ホ　（略）

ヘ　当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画をいう。次号ロ及び第三十七条第二号において同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ト～カ　（略）

二十八　（略）

2　（略）

（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　市町村が地域計画に、農業経営基盤強化促進法第十九条第二項第四号の措置として認定農業者（同法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。）が設置しようとする農業用施設（同法第十二条第三項に規定する農業用施設をいう。）を記載する場合（当該農業用施設を設置することにより、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めた場合（指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。第三十七条の四及び第三十七条の五において同じ。）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項の許可に係る事務を処理することとされている市町村以外の市町村にあつては都道府県の意見を聴いた場合に限る。）に限る。）において、当該認定農業者が行う当該農業用施設の設置に係る行為

三～三十一　（略）

（指定の基準）

第三十七条の三　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす面積目標を定めている申請市町村を、令第十三条の三第二項第一号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　法第三条の二第一項に規定する基本指針及び法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に沿つて、農用地の面積のすう勢及び農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。

二　（略）

二十七　地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）においてその種類、位置及び規模が定められている施設（当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限る。）

イ～ホ　（略）

ヘ　当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画をいう。次号ロにおいて同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ト～カ　（略）

二十八　（略）

2　（略）

（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　削除

三～三十一　（略）

（指定の基準）

第三十七条の三　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす面積目標を定めている申請市町村を、令第十三条の三第二項第一号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　法第三条の二第一項に規定する基本指針及び法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に沿つて、農用地の面積のすう勢及び農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。

二　（略）

２　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第十三条の三第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ　申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　法、令及びこの省令又は農地法、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）に違反したことがないこと。

ロ　法第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理　都道府県知事が当該変更に係る同条第四項において準用する法第八条第四項の規定による協議において法、令及びこの省令に定める要件を満たしていないとして同意しなかつたことがないこと。

ハ　農地法第四条第三項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の送付に係る事務の処理　当該申請書に付された意見の内容が同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることが相当であるとするものである場合に、都道府県知事が当該許可の申請に対して同法、農地法施行令及び農地法施行規則に定める要件を満たしていないとして不許可の処分を行つたことがないこと（地方自治法第百八十条の二の規定により申請市町村（同法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされているものを除く。）の委任を受けて、指定の日以後、農業委員会が開発許可事務を行うこととなる場合に限る。）。

ニ　農地法施行規則第二十九条第七号の施設の敷地に供するため申請市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為　当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ　（略）

二　指定の日以後の開発許可事務の処理を行う体制（以下この号において「事務処理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ　開発許可事務に従事する職員を二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）配置すること。

ロ　イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して二年以上従事した経験（以下このロにおいて「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。

(1)　イの職員であつて、従事経験を有するもの

２　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第十三条の三第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ　申請市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　法、令及びこの省令又は農地法、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）に違反したことがないこと。

ロ　法第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理　都道府県知事が当該変更に係る同条第四項において準用する法第八条第四項の規定による協議において法、令及びこの省令に定める要件を満たしていないとして同意しなかつたことがないこと。

ハ　農地法第四条第三項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の送付に係る事務の処理　当該申請書に付された意見の内容が同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることが相当であるとするものである場合に、都道府県知事が当該許可の申請に対して同法、農地法施行令及び農地法施行規則に定める要件を満たしていないとして不許可の処分を行つたことがないこと（地方自治法第百八十条の二の規定により申請市町村（同法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされているものを除く。）の委任を受けて、指定の日以後、農業委員会が開発許可事務を行うこととなる場合に限る。）。

ニ　農地法施行規則第二十九条第六号の施設の敷地に供するため申請市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為　当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ　（略）

二　指定の日以後の開発許可事務の処理を行う体制（以下この号において「事務処理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ　開発許可事務に従事する職員を二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）配置すること。

ロ　イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して二年以上従事した経験（以下このロにおいて「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。

(1)　イの職員であつて、従事経験を有するもの

(2)　イの職員であつて、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの

ハ　（略）

（面積目標の達成状況等の報告）

第三十七条の四　指定市町村は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(2)　イの職員であつて、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの

ハ　（略）

（面積目標の達成状況等の報告）

第三十七条の四　指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。次項及び次条において同じ。）は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

規　則

○国家公安委員会規則第九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十二条第二項第一号及び第八項、第二十三条第六項、第二十八条及び第四十二条第二項第一号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第十一項及び第四十八条並びに警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第五十条第四項及び第五十一条第二項の規定に基づき、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十七日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則

（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部改正）

第一条　警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	
（指導教育責任者講習の講習事項等）	
第五条　指導教育責任者講習は、警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号。以下「府令」という。）第四十条各号に掲げる業務に係る次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。	
［一～五　略］	

備考

一　指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。

イ　受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ　受講者の受講の状況を確認できるものであること。

改正前	
（指導教育責任者講習の講習事項等）	
第五条　［同上］	
［一～五　同上］	

備考

一　指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ハ　受講者の指導教育責任者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ　質疑応答の機会が確保されているものであること。

二　［略］

2　［略］

3　前項の修了考査は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行うものとする。

（現任指導教育責任者講習）

第九条　［１・２　略］

3　現任指導教育責任者講習は、警備業務の区分に応じ、次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習事項	講習時間
［一～四　略］	
備考 一　現任指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。 イ　受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。 ロ　受講者の受講の状況を確認できるものであること。 ハ　受講者の指導教育責任者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。 ニ　質疑応答の機会が確保されているものであること。 二　［略］	

（機械警備業務管理者講習の講習事項等）

第十一条　法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習は、府令第六十一条各号に掲げる業務に係る次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習事項	講習時間
［一～五　略］	
備考 一　機械警備業務管理者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。 イ　受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。 ロ　受講者の受講の状況を確認できるものであること。	

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　［同上］

2　［同上］

3　前項の修了考査は、筆記の方法により行うものとする。

（現任指導教育責任者講習）

第九条　［１・２　同上］

3　［同上］

講習事項	講習時間
［一～四　同上］	
備考 一　現任指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ 二　［同上］	

（機械警備業務管理者講習の講習事項等）

第十一条　［同上］

講習事項	講習時間
［一～五　同上］	
備考 一　機械警備業務管理者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］	

ハ　受講者の機械警備業務管理者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ　質疑応答の機会が確保されているものであること。

二　［略］

2　［略］

3　前項の修了考査は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（許可申請書等の提出） **第一条**　［1・2　略］ 3　前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称若しくは風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の氏名若しくは住所の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。 （風俗営業に係る営業所の管理者の選任） **第三十七条**　法第二十四条第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。ただし、一の風俗営業者に係る二以上の営業所において、当該二以上の営業所が相互に接し、その間を客が自由に往来できるものであつて、かつ、当該二以上の営業所を通じて一人の管理者を置くことにつきそれぞれの営業所における第三十八条に規定する管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の営業所の所在地を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の管理者を置くことを要しない。 （特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等） **第九十七条**　第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。この場合において、「第三十八条」とあるのは「第九十七条第三項において準用する第三十八条（第三号及び第十一号を除く。）」と読み替えるものとする。 ［2～4　略］	（許可申請書等の提出） **第一条**　［1・2　同上］ 3　前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。 （風俗営業に係る営業所の管理者の選任） **第三十七条**　法第二十四条第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。 （特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等） **第九十七条**　第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。 ［2～4　同上］

別記様式第１号（第９条関係）

その１

※受理年月日		※許可年月日	
※受理番号		※許可番号	

許　可　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第５条第１項の規定により許可を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称	
住所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　番
風俗営業の種別	法第２条第１項第　　号の営業
（ふりがな） 管理者の氏名	選任状況　１．専任　２．兼任
管理者の住所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所
代表者	
滅失により廃止した風俗営業	廃止の事由 / 廃止年月日　年　月　日 / 許可番号
現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業	許可年月日　年　月　日 / 許可番号 / 営業所の名称及び所在地

別記様式第１号（第９条関係）

その１

※受理年月日		※許可年月日	
※受理番号		※許可番号	

許　可　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第５条第１項の規定により許可を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称	
住所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　番
風俗営業の種別	法第２条第１項第　　号の営業
（ふりがな） 管理者の氏名	
管理者の住所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所
代表者	
滅失により廃止した風俗営業	廃止の事由 / 廃止年月日　年　月　日 / 許可番号
現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業	許可年月日　年　月　日 / 許可番号 / 営業所の名称及び所在地

その２（A）（法第２条第１項第１号から第３号までの営業）					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積	㎡	
	客室の総床面積	㎡			
	各客室の床面積	㎡	㎡		
		㎡	㎡		
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
	その他				
※　風俗営業の種類					
※　兼業					
※　同時申請の有無	①　有　　②　無	※　受理警察署長			
※条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

その２（A）（法第２条第１項第１号から第３号までの営業）					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積	㎡	
	客室の総床面積	㎡			
	各客室の床面積	㎡	㎡		
		㎡	㎡		
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
	その他				
※　風俗営業の種類					
※　兼業					
※　同時申請の有無	①　有　　②　無	※　受理警察署長			
※条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

その２（B）（法第２条第１項第４号の営業）

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造												
	建物内の営業所の位置												
	客室数	室	営業所の床面積	㎡									
	客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡	㎡								
				㎡	㎡								
	照明設備												
	音響設備												
	防音設備												
	遊技設備	のやま台んあじ数台	普通台	半自動台	全自動台	計							
			台	台	台	台							
		法第四条第四項営業に係る規則第三十条の遊技機	区分	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	アレンジボール遊技機	じやん球遊技機	その他の遊技機	計				
			型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式				
			台数	台	台	台	台	台	台				
		その他の遊技設備											
	その他												
※　風俗営業の種類													
※　兼業													
※　同時申請の有無		①　有　　②　無	※　受理警察署長										
※条件	年月日												
	年月日												
	年月日												

その２（B）（法第２条第１項第４号の営業）

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造												
	建物内の営業所の位置												
	客室数	室	営業所の床面積	㎡									
	客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡	㎡								
				㎡	㎡								
	照明設備												
	音響設備												
	防音設備												
	遊技設備	のやま台んあじ数台	普通台	半自動台	全自動台	計							
			台	台	台	台							
		法第四条第四項営業に係る規則第三十条の遊技機	区分	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	アレンジボール遊技機	じやん球遊技機	その他の遊技機	計				
			型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式				
			台数	台	台	台	台	台	台				
		その他の遊技設備											
	その他												
※　風俗営業の種類													
※　兼業													
※　同時申請の有無		①　有　　②　無	※　受理警察署長										
※条件	年月日												
	年月日												
	年月日												

その２（C）（法第２条第１項第５号の営業）

建物の構造						
建物内の営業所の位置						
客室数		営業所の床面積				㎡
		室				
客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡			
			㎡			
照明設備						
音響設備						
防音設備						
営業所の構造及び設備の概要	営業法第二条第一項第五号遊技設備の	区分	テーブル型	その他の型	計	
		スロットマシン等				台
		テレビゲーム機				台
		フリッパーゲーム機				台
		ルーレット台等				台
		その他の遊技設備				台
		計				台
	その他					
※　風俗営業の種類						
※　兼業						
※　同時申請の有無	①　有	②　無	※　受理警察署長			
※　年月日						
条						
件	年月日					

その２（C）（法第２条第１項第５号の営業）

建物の構造						
建物内の営業所の位置						
客室数		営業所の床面積				㎡
		室				
客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡			
			㎡			
照明設備						
音響設備						
防音設備						
営業所の構造及び設備の概要	営業法第二条第一項第五号遊技設備の	区分	テーブル型	その他の型	計	
		スロットマシン等				台
		テレビゲーム機				台
		フリッパーゲーム機				台
		ルーレット台等				台
		その他の遊技設備				台
		計				台
	その他					
※　風俗営業の種類						
※　兼業						
※　同時申請の有無	①　有	②　無	※　受理警察署長			
※　年月日						
条						
件	年月日					

その３（法第４条第４項に規定する営業に係る遊技機の明細書）

遊技機の種類	製造業者名	型　式　名	検 定 番 号	認定の有無	台　　数	備　　考
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	

その３（法第４条第４項に規定する営業に係る遊技機の明細書）

遊技機の種類	製造業者名	型　式　名	検 定 番 号	認定の有無	台　　数	備　　考
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第４条第３項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
3　「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
4　その２（A）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（B）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（C）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に、その３は同項第４号の営業のうち法第４条第４項に規定する営業（例、ぱちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
5　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
6　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
7　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
8　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
9　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
10　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
11　法第２条第１項第３号の営業にあつては、その２（A）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
12　その２（B）の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第４条第４項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
13　その２（C）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
14　その３の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
15　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第４条第３項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
3　「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
4　その２（A）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（B）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（C）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に、その３は同項第４号の営業のうち法第４条第４項に規定する営業（例、ぱちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
5　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
6　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
7　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
8　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
9　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
10　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
11　法第２条第１項第３号の営業にあつては、その２（A）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
12　その２（B）の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第４条第４項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
13　その２（C）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
14　その３の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
15　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第11号（第20条、第21条、第88条、第89条関係）

※受理年月日		※受理番号	

変　更　届　出　書

第９条第３項第１号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第９条第３項第２号（同法第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。
第９条第５項

年　月　日

公安委員会殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称	
住所	〒（　　） （　　）局　　番
（ふりがな） 法人にあつては、その代表者の氏名	
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　　番
風俗営業の種別	法第２条第１項第　　号の営業
許可年月日	年　月　日　　許可番号
認定年月日	年　月　日　　認定番号

変更事項	変更年月日	新	旧
変更の事由			

備考
１　※印欄には、記載しないこと。
２　「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る場合のみ記載すること。
３　「変更事項」欄には、変更年月日ごとに区分して記載すること。
４　不要の文字は、横線で消すこと。
５　管理者の選任状況（専任・兼任の別）に変更がある場合には、その旨を記載すること。
６　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第11号（第20条、第21条、第88条、第89条関係）

※受理年月日		※受理番号	

変　更　届　出　書

第９条第３項第１号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第９条第３項第２号（同法第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。
第９条第５項

年　月　日

公安委員会殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称	
住所	〒（　　） （　　）局　　番
（ふりがな） 法人にあつては、その代表者の氏名	
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　　番
風俗営業の種別	法第２条第１項第　　号の営業
許可年月日	年　月　日　　許可番号
認定年月日	年　月　日　　認定番号

変更事項	変更年月日	新	旧
変更の事由			

備考
１　※印欄には、記載しないこと。
２　「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る場合のみ記載すること。
３　「変更事項」欄には、変更年月日ごとに区分して記載すること。
４　不要の文字は、横線で消すこと。
５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第40号（第77条関係）

その１

※受理年月日		※許可年月日	
※受理番号		※許可番号	

許　可　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第５条第１項の規定により許可を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称			
住所	〒（　　） （　　）局　番		
（ふりがな） 営業所の名称			
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　番		
（ふりがな） 管理者の氏名		選任状況	１．専任 ２．兼任
管理者の住所	〒（　　） （　　）局　番		
（ふりがな） 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所		
代表者			

滅失により廃止した特定遊興飲食店営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号
		年　月　日	

現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業	許可年月日	年　月　日	許可番号	
	営業所の名称及び所在地			

別記様式第40号（第77条関係）

その１

※受理年月日		※許可年月日	
※受理番号		※許可番号	

許　可　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第５条第１項の規定により許可を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称			
住所	〒（　　） （　　）局　番		
（ふりがな） 営業所の名称			
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　番		
（ふりがな） 管理者の氏名		選任状況	１．専任 ２．兼任
管理者の住所	〒（　　） （　　）局　番		
（ふりがな） 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所		
代表者			

滅失により廃止した特定遊興飲食店営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号
		年　月　日	

現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業	許可年月日	年　月　日	許可番号	
	営業所の名称及び所在地			

その２

営業所の構造及び設備の概要						
	建物の構造					
	建物内の営業所の位置					
	客室数	室	営業所の床面積	㎡		
	客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡	㎡	
				㎡	㎡	
	照明設備					
	音響設備					
	防音設備					
	その他					
※	兼業					
※	同時申請の有無	①　有　　②　無	※　受理警察署長			
※条件	年月日					
	年月日					
	年月日					

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　「滅失により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第４条第３項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
3　「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
4　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
5　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
6　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
7　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
8　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
9　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
10　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

その２

営業所の構造及び設備の概要						
	建物の構造					
	建物内の営業所の位置					
	客室数	室	営業所の床面積	㎡		
	客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡	㎡	
				㎡	㎡	
	照明設備					
	音響設備					
	防音設備					
	その他					
※	兼業					
※	同時申請の有無	①　有　　②　無	※　受理警察署長			
※条件	年月日					
	年月日					
	年月日					

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　「滅失により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第４条第３項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
3　「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
4　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
5　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
6　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
7　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
8　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
9　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
10　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第三条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検定の通知等） **第九条**　［１～３　略］ ４　第一項の規定による公示は、検定の通知の日から起算して二週間、インターネットの利用その他の方法により行い、当該期間が満了した後においては、警視庁又は道府県警察本部における簿冊の備付けその他の適当な方法により行うものとする。 （検定の取消し） **第十一条**　［１～３　略］ ４　公安委員会は、第一項又は第二項の規定により検定を取り消したときは、その旨を、別記様式第十九号の検定取消通知書により当該検定を受けた者に通知するとともに、検定取消しの通知の日から起算して二週間、インターネットの利用その他の方法により公示し、第九条第四項に規定する期間が満了した後の公示について当該検定が取り消された旨を明らかにするための措置をとるものとする。 ５　［略］	（検定の通知等） **第九条**　［１～３　同上］ ４　第一項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に検定の通知の日から起算して二週間掲示して行い、当該期間が満了した後においては、警視庁又は道府県警察本部における簿冊の備付けその他の適当な方法により行うものとする。 （検定の取消し） **第十一条**　［１～３　同上］ ４　公安委員会は、第一項又は第二項の規定により検定を取り消したときは、その旨を、別記様式第十九号の検定取消通知書により当該検定を受けた者に通知するとともに公安委員会の掲示板に検定取消しの通知の日から起算して二週間掲示して公示し、第九条第四項の規定による掲示の期間の満了した後の公示について当該検定が取り消された旨を明らかにするための措置をとるものとする。 ５　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（警備員等の検定等に関する規則の一部改正）

第四条　警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（学科試験等の科目等） **第六条**　［略］ ２　学科試験は択一式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であることとする。 ［３～５　略］	（学科試験等の科目等） **第六条**　［同上］ ２　学科試験は択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であることとする。 ［３～５　同上］

（講習会の実施基準）

第十七条　法第二十八条の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　講習会は、検定の級ごとに講習（学科講習（電気通信回線を使用して行うものを含む。以下同じ。）及び実技講習をいう。以下同じ。）及び試験（学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。）により行うものであること。

［二・三　略］

四　一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本（当該教本が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この号及び次条第七号において同じ。）を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれぞれ用いて実施すること。

五　電気通信回線を使用して行う学科講習にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ　受講者の受講の状況を確認できるものであること。

ハ　受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ　質疑応答の機会が確保されているものであること。

六　講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、適切に応答すること。

七　［略］

八　学科試験は択一式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

九　学科試験は、必要な数の監督員の適切な配置その他の学科試験に関する不正行為を防止するために必要な措置を講じて行うものであること。

十～十五　［略］

（府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等）

第十九条　［略］

２　府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙及び答案用紙（当該問題用紙及び答案用紙が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

（府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類）

第二十条　府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙（当該問題用紙が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

（講習会の実施基準）

第十七条　［同上］

一　講習会は、検定の級ごとに講習（学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。）及び試験（学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。）により行うものであること。

［二・三　同上］

四　一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれぞれ用いて実施すること。

［号を加える。］

五　講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に応答すること。

六　［同上］

七　学科試験は択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

八　学科試験は、必要な数の監督員を適切に配置して行うものであること。

九～十四　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

（府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等）

第十九条　［同上］

２　府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙及び答案用紙とする。

（府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類）

第二十条　府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙とする。

別記様式第６号（第13条関係）

（表）

（裏）

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第６号（第13条関係）

（表）

（裏）

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。